



島根県報

平成29年11月7日（火）

号外 第 131 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 4

告 示

島根県告示第598号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年11月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	出雲奥出雲線	出雲市稗原町1600番6地先から同番1地先まで	前	メートル 10.50～15.40	メートル 73.10	道路改良工事 拡幅	
			後	15.10～35.50	73.10		
"	"	出雲市稗原町1600番1地先から同市野尻町272番5地先まで	前 A	4.90～19.90	472.70	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	4.90～19.90		472.70
				B	10.30～54.70		468.40
"	"	出雲市野尻町272番5地先から同町311番4地先まで	前	4.90～11.20	209.10	出雲県土整備事務所 道路改良工事 拡幅	
			後	11.20～22.50	209.10		
"	出雲路自転車道線	出雲市荒茅町855番10地先から同番4地先まで	前	3.50～6.25	64.80	拡幅	
			後	3.70～8.90	64.80		
"	大社立久恵線	出雲市大社町中荒木37番1地先から同市松寄下町1115番1地先まで	前	7.80～11.15	167.50	拡幅	
			後	8.10～14.80	167.50		
			A	4.50～8.50	515.00		

〃	川本大家線	邑智郡川本町大字谷戸 4314番2地先から同732 番1地先まで	前			県央県土整備 事務所	左記のA、B及びC は、関係図面に表示す る敷地の区分をいう。 道路改良工事 災害防除工事 トリプルウェイ 仮設道設置
			B	4.50～ 48.00	412.00		
			A	4.50～ 8.50	515.00		
		後 B	4.50～ 48.00	412.00			
		邑智郡川本町大字谷戸 2948番7地先から同416 番1地先まで	C	6.00～ 20.50	78.00		

島根県告示第599号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年11月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江島根線	松江市島根町大芦2341番地先から同5785番地先まで	メートル 130.00	平成29年 11月 7 日	松江県土整備事務所	
〃	安来伯太日南線	安来市伯太町草野369番2地先から同586番40地先まで	140.67	平成29年 11月 7 日	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	
〃	米子伯太線	安来市吉佐町字殿屋755番3地先から同749番1地先まで	79.58	平成29年 11月 9 日		
〃	出雲路自転車道線	出雲市荒茅町855番10地先から同番4地先まで	64.80	平成29年 11月 7 日	出雲県土整備事務所	
〃	大社立久恵線	出雲市大社町中荒木37番1地先から同市松寄下町1115番1地先まで	167.50	平成29年 11月 7 日		